◆京都の労働メールマガジン　　第20号◆

発行　2020年4月28日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 労働基準法の一部改正のお知らせ（賃金請求権の消滅時効期間の延長等）
2. 健康増進法の一部を改正する法律の全面施行のお知らせ
3. 「パートタイム・有期雇用労働法」が４月１日に施行！
4. WEBシステムを活用した「WEB企業説明会」を開催します
5. 労働基準法の一部改正のお知らせ（賃金請求権の消滅時効期間の延長等）

　民法の一部改正に伴い、労働基準法が改正され、令和2年4月1日から施行されました。

　主な改正点は次のとおりです。

１　賃金請求権の消滅時効期間の延長

・改正民法と同様に5年に延長（当分の間は3年）

・消滅時効の起算点が賃金支払日であることを明確化

※退職手当（5年）、災害補償、年次有給休暇（2年）の請求権は、現行の消滅時効期間を維持

※令和2年4月1日以降に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用

２　記録の保存期間等の延長

・賃金台帳等の記録の保存期間を、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長（当分の間は3年）

・割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間を、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長（当分の間は3年）

　こちらのチラシも参照してください。https://www.mhlw.go.jp/content/000617974.pdf

お問合せ：京都労働局労働基準部監督課　電話075-241-3214　又は　各労働基準監督署

1. 健康増進法の一部を改正する法律の全面施行のお知らせ

　平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日に全面施行されました。

　望まない受動喫煙の防止を図るための改正です。

詳しくは「なくそう！望まない受動喫煙Webサイト」でご確認ください。

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/

【３】「パートタイム・有期雇用労働法」が４月１日に施行！

　「パートタイム・有期雇用労働法」が4月1日に施行されました。中小企業のパートタイム・有期雇用労働法の適用は、令和3年4月1日です。

　「パートタイム・有期雇用労働法」の施行により、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

また、事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間の待遇差の内容や理由などについて、説明する義務が課されます。

　例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する対応として、法定外の休暇制度や手当を設ける場合、非正規雇用であることのみを理由に一律に対象から除外することは、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目指して改正されたパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定に違反する可能性があります。

　詳しくは、厚生労働省の「パート・有期労働ポータルサイト」でご確認ください。

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/

お問合せ：京都労働局雇用環境・均等室　電話075-241-3212

【４】 WEBシステムを活用した「WEB企業説明会」を開催します

　京都ジョブパークでは、オンラインミーティングアプリ「Zoom」を活用し、どこにいてもスマートフォンやパソコンさえあれば参加できるライブ中継の「WEB企業説明会」を開催します。

　参加無料、事前予約制です。（Zoomを使用できる通信環境をご準備ください）

　参加企業や開催スケジュール、申込み方法等について、詳しくはこちらをご確認ください。

http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/web\_kigyosetumeikai.html

お問合せ：京都ジョブパーク　電話075-682-8915

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８８

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。